

電子債権法制に関する中間試案（第一次案）

第 1	電子債権の概念（検討課題第 1）	1
1	電子債権の概念	1
2	電子債権に係る意思表示	1
3	電子債権に係る債務の発生と原因関係等（検討課題第 9 の 1）	4
4	登録原簿	4
第 2	電子債権の発生	8
1	電子債権の発生の要件（検討課題第 3 の 1 (1)）	8
2	発生登録手続	8
第 3	電子債権の移転	11
1	譲渡による移転の要件（検討課題第 2 の 1 (2) 及び第 4 の 1 (1)）	11
2	電子債権の自由譲渡性（検討課題第 4 の 4 及び 9 (2) イ b）	12
3	移転登録手続	12
4	移転登録の効力（検討課題第 4 の 5）	14
第 4	電子債権に係る債務の履行	16
1	支払の方法（検討課題第 5 の 1）	16
2	同時履行の抗弁権（検討課題第 5 の 2 (2) b (i)）	16
3	支払等登録申請請求権（検討課題第 4 の 8 (2) ア 及び第 5 の 2 (2)）	16
4	支払免責（検討課題第 5 の 1 (1) ウ）	17
5	支払等登録の効力（検討課題第 5 の 2 (1)）	17
6	支払等登録（検討課題第 4 の 8 (2) 及び第 5 の 2 (2)）	17
7	弁済以外の消滅原因	19

第 5	登録保証等（検討課題第 7）	20
1	登録保証の要件等（検討課題第 7 の 1 (1)）	20
2	登録保証の内容（検討課題第 7 の 2 (1)）	20
3	登録保証の独立性（検討課題第 7 の 2 (2)）	21
4	保証登録手続（検討課題第 7 の 3）	21
5	登録保証人が支払をした場合の効果（検討課題第 7 の 4）	22
6	同時履行の抗弁権（検討課題第 7 の 4 (3) ア及び 4 (3) イ c）	25
第 6	登録事項の変更（検討課題第 3 の 9 及び 1 0）	25
1	登録事項の変更の要件	25
2	変更登録手続	26
3	登録事項の変更の瑕疵	29
第 7	裁判手続等に関する事項（検討課題第 1 2）	30
1	登録原簿に登録されている事項等の訴訟への提出	30
2	電子債権に関する差押え等	30
第 8	その他	30
1	質権（検討課題第 4 の 9 (5)）	30
2	信託（検討課題第 4 の 9 (6)）	32
3	登録原簿の開示	33
4	登録原簿の承継（検討課題第 2 の 1 (2)）	34
5	その他（検討課題第 1 3）	34

電子債権法制に関する中間試案（第一次案）

（前注）この試案において、表題に☆が付された事項は、検討課題では触れられておらず、この試案において新たに加えられた事項であるか、又は検討課題における案から変更した事項であることを、また、★が付された事項は、案を変更したとか、意見が分かれている等の理由から、特にご検討いただきたい事項であることを、それぞれ意味する。

第1 電子債権の概念（検討課題第1）

1 電子債権の概念

電子債権（仮称）は、①電子債権を発生させる原因となった法律関係に基づく債権とは別個の金銭債権であって、②当事者の意思表示に加えて、管理機関（仮称）が作成する登録原簿（仮称）に登録をしなければ発生及び譲渡の効力が生じない債権であって、③指名債権・手形債権等既存の債権と異なる種類の債権として整理するものとする。

（注1）電子債権は、意思表示に基づいて発生する債権の一種であるから、電子債権法制において別段の定めをしない限り、民法の規定が適用される。例えば、権利能力や行為能力については、民法の一般原則によって規律されることになる（検討課題第3の5(1)）。

☆（注2）電子債権という仮称には、名が体を表していないという問題があることから、別のより適切な名称を考える必要がある。例えば、「電子登録債権」とすることはどうか。これに伴い、「電子債権原簿」という従前の仮称についても、この試案では「登録原簿」という仮称を用いている。

2 電子債権に係る意思表示

★(1) 電子債権に係る意思表示のあり方（検討課題第3の1(2)、第4の1(2)及び第7の1(2)）

[A案] 電子債権は、当事者間の契約及び管理機関による登録により、発生・移転等の効力を生ずるが、当該契約の申込み及び承諾は、当事者の登

録の申請及び管理機関による申請内容の相手方に対する通知により行わなければならないものとする。

[B案] 電子債権は、当事者間の契約により発生・移転等の効力を生ずるものではなく、当事者の登録の申請に係る意思表示及び管理機関による登録により発生・移転等の効力を生ずるものとする。

[C案] 電子債権は、当事者間の契約により発生・移転等の効力を生ずるものではなく、債務者・譲渡人等の単独行為による登録の申請及び管理機関による登録により、発生・移転の効力を生ずるものとする。

(注) C案では、債務者・譲渡人等による登録の申請がある場合には、別段の契約をすることなく、発生登録に債権者として登録された者又は譲受人として登録された者が電子債権を取得することとする。

(注1) 上記のいずれの案を採用したとしても、電子債権に係る意思表示については、原則として、民法の意思表示に関する規定(93条以下)が適用されるが、電子債権の流通性を考慮して、第三者の保護について民法の特則を設けるものとする((3)参照)(検討課題第3の6(1))。

(注2) A案からC案までのいずれの案を採用するかにより、発生登録等の申請を行う者の範囲も定まる。例えば、A案では、申込者及び相手方の双方の申請によることが原則となるが、双方の申請に代えて、特定の申請権者による申請と、他の申請権者の当該申請に対する同意で足りるものとするかについては、なお検討を要する。

(2) 申請を行うべき者が複数いる場合の取扱い

☆a. 債務者又は債権者が複数いる場合など登録の申請を行うべき者が二人以上である場合には、その全員が申請を行わなければならないものとする。

b. 申請を行うべき者の一部に登録の申請をすべきことを命ずる確定判決又はこれと同一の効力を有するものがある場合には、他の申請を行うべき者は、単独で登録の申請をすることができるものとする(検討課題第5の2(4)アb(i))。

★(3) 意思表示の瑕疵・欠缺と第三者保護

- a. 電子債権に係る債務の債務者は、善意かつ無重過失の第三者に対して、心裡留保、虚偽表示若しくは錯誤による無効又は詐欺〔若しくは強迫〕による取消しを対抗することができないものとする（検討課題第3の6(2)）。
- b. 債務者が消費者である場合には、aは適用しないものとする（検討課題第3の5(2)）。

(4) 他人のためにする電子債権に係る意思表示（検討課題第3の7、8及び9(7)）

（前注）他人のためにする電子債権に係る意思表示の方法としては、代理方式（代理人の氏名等を明らかにして意思表示を行う方式）と機関方式（代理人の氏名等を明らかにせず意思表示を行う方式）があるが、そのいずれについても、原則として、民法の規定が適用される。

例えば、他人のために電子債権に係る意思表示をした者が、その権限を有しなかった場合（代理方式における無権代理の場合と、機関方式における本人の名義の冒用の場合）、当該行為は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない（民法113条）が、表見代理の規定（民法109条、110条、112条）が適用又は類推適用されたときは、本人に効果が帰属することとなる。

また、本人が追認をしたときは、別段の意思表示がない限り、登録のときに遡って効力を生ずるが、第三者の権利を害することはできない（民法116条）。

ただし、次のa及びbについては、民法の特則を設けるものとする。

☆a. 追認・追認拒絶の相手方

追認又はその拒絶は、電子債権の債権者として登録されている者に対してしなければならないものとする。

★b. 他人のためにする意思表示をした者の責任（検討課題第3の7(1)ア及び8(2)）

他人のために電子債権に係る意思表示をした者に対する民法117条

2項の規定の適用については、「過失」とあるのは「重大な過失」と読み替えるものとする。

(注1) 手形法8条2文・3文と同様の規定は設けないものとする。

(注2) 検討課題第3の7(1)アaでは、無権代理人の責任として、「自ら電子債権に係る債務を負担するものとする」ことのみを記載していた。しかし、移転登録の申請が無権代理によって行われる場合には、無権代理人が電子債権に係る債務を負担することはできないから、無権代理人に損害賠償責任を認める必要がある。

そこで、この試案では、無権代理人に対し、民法117条が適用されること(相手方は無権代理人に対し履行請求又は損害賠償請求をすることができること)を前提に、相手方に軽過失があった場合であっても、無権代理人の責任を認める旨の特則を置くこととしている。

(注3) 他人名義を冒用して電子債権に係る意思表示をした者についても、無権代理人の責任の規定が適用又は類推適用される。

3 電子債権に係る債務の発生と原因関係等(検討課題第9の1)

電子債権の発生登録・移転登録等の原因となった法律関係(原因関係)の有効性は、電子債権の発生・移転等の要件とはしないものとする。

(注1) 原因関係が無効である場合は、原因関係の当事者間における人的抗弁となる。

- ★(注2) ①一定の原因関係に基づいて電子債権を発生させる場合に、原因関係上の債権(原因債権)が消滅するかどうか、また、②原因債権と電子債権が併存する場合に、いずれを先に行使すべきかについては、当事者の意思に委ねられる方向で、更に検討するものとする(検討課題第9の2及び3)。

4 登録原簿

(1) 登録原簿の作成

- a. 管理機関は、各電子債権ごとに区分して登録原簿を作成しなければならないものとする(検討課題第2の1(1))。

(注) 登録原簿に記録される登録には、次のようなものがある。

- ① 発生登録(電子債権を発生させるための登録)

② 移転登録（電子債権を移転させるための登録）

③ 保証登録（登録保証債務（仮称）を発生させるための登録）

（注）検討課題では、「電子債権保証」という仮称を用いたが、「電子債権」につき名が体を表していないというご指摘もあったことから、この試案では、登録原簿に登録される保証という意味で「登録保証」という仮称を用いている。

④ 質権設定登録（電子債権を目的とする質権を設定するための登録）

⑤ 支払等登録（電子債権に係る債務等の支払等を記録するための登録）

⑥ 変更登録（①から⑤までの登録の内容を変更するための登録）

（注）管理機関が当事者の申請と異なる内容の登録をした場合等には、職権で訂正をすることができるが（(2)参照）、その訂正は、変更登録とは別の概念である。上記①から⑥までの登録は、いずれも当事者の申請に従って管理機関が登録するものとして整理している。

b. 管理機関は、法令及び業務規程に従い適式な申請がされた場合等には、遅滞なく、当該申請等に基づき登録をしなければならないものとする（検討課題第10の1(1)）。

c. 管理機関は、同一の電子債権に関し、登録の申請が2以上あったときは、申請があった順序に従って登録をしなければならないものとする（検討課題第10の1(2)）。

（注）検討課題第10の1(2)では、cの登録の申請については、発生登録の申請を除く旨の記載をしていたが、設権的な記録である発生登録の申請が、同一の電子債権に関して2以上あることは考えられないので、当該記載を削ることとした。

(2) 不実の記録の訂正（検討課題第10の2）

a. 管理機関は、次のいずれかに該当する場合には、職権で、登録事項の訂正をすることができるものとする。ただし、登録原簿上の利害関係を有する第三者があるときは、当該第三者の同意があるときに限る。

① 申請権者の申請の内容と異なる登録がされている場合

② 申請権者の申請がないにもかかわらず、申請を要する事項について

登録がされている場合

③ 職権により登録すべき事項について事実と異なる登録がされている場合

(注1) 利害関係を有する第三者としては、誤った記録を前提に電子債権を譲り受けた者、登録保証をした者、差押債権者等が考えられる。

☆ (注2) 仮処分の申請の機会を与えるため、管理機関が職権で登録内容の訂正をしようとするときに、その通知をしなければならないものとするかどうかについて、検討する必要がある。

b. 管理機関が職権で登録内容の訂正をしたときは、訂正日及び訂正事項を記録しなければならないものとする。

★c. 不実の記録についての管理機関の責任（検討課題第3の10(2)及び11)

管理機関は、登録原簿に当事者の申請と異なる内容が登録されたとき又は申請がないにもかかわらず登録がされたときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずるものとする。[ただし、管理機関がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでないものとする。]

(注) cは、①管理機関が記録した内容が当事者の申請内容と異なっていた場合、②管理機関が過失等により当事者の申請がないにもかかわらず記録をした場合、③管理機関が二重に発生登録をした場合、④管理機関の従業員で登録原簿の管理権限を有しない者によって記録がされた場合、⑤ハッキングによって記録がされた場合（履歴を記録することなく、発生登録等の内容が変更された場合（変造）を含む。）などについて適用される。

(3) 申請の方式等（検討課題第3の2、第3の3(2)、第3の4、第4の2(2)、第4の2(4)、第4の3(4)、第4の4(2)、第4の4(3)、第4の9(5)イ、第5の1(1)エ及び第7の1(3)）

管理機関は、この試案に別段の定めがない限り、業務規程で、当事者の申請及びその撤回の方式並びに申請事項の内容を定めることができるものとする。

(注) 具体的には、次に掲げる事項を業務規程で定めること等が考えられる。

- ① 申請及びその撤回を行う方法（書面，電磁的方法，口頭等）
- ② 申請に使用すべき文字（J I S第2水準まで等）
- ③ 当事者が申請情報と併せて管理機関に提供しなければならない添付情報
- ④ 電子債権の金額として外国通貨による申請を認めないこと
- ⑤ 電子債権の金額の上限又は下限
- ⑥ 発生登録における債務者若しくは債権者又は移転登録における譲受人として記録することができる者の資格（管理機関と基本契約を締結した者に限定するか等）
- ⑦ 任意的登録事項として登録することを認める範囲
- ⑧ 分割払の可否，分割払の回数の制限
- ⑨ 移転登録の回数の制限
- ⑩ 移転登録の申請をすることができる期間
- ⑪ 一部譲渡を認めないこと
- ⑫ 質権設定登録・保証登録を認めないこと又は当該登録ができる範囲に一定の制限を加えること

★(4) 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の責任（検討課題第3の7(1)ウ，8(3)及び9(7)）

[A案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の責任については，特段の規定を設けず，民法の不法行為責任規定（709条，715条）によって処理するものとする。

[B案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関の不法行為責任の適用については，過失が推定されるものとする。

[C案] 申請権限のない者の申請に基づき登録をした管理機関は，無過失責任を負うものとする。

(注1) 申請権限のない者の申請としては，無権代理人による申請や他人名義の冒用による登録の申請がある。

(注2) 申請者の制限行為能力や意思表示の瑕疵・欠缺を看過して申請を受けた管理機関の責任については，特段の規定を設けず，民法の一般原則に従い，原則とし

て責任を負わないものとする。

第2 電子債権の発生

1 電子債権の発生の要件（検討課題第3の1(1)）

電子債権は、当事者の意思表示に加えて、発生登録をしなければ発生しないものとする。

2 発生登録手続

(1) 当事者の申請（検討課題第3の3）

a. 必要的申請事項

電子債権の発生登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

① 電子債権の金額

（注）債権額は、確定した金額で申請しなければならないものとする。

② 債務者の氏名又は名称及び住所

★③ 債務者が二人以上ある場合において、その債務が不可分債務又は連帯債務であるときは、その旨、可分債務であるときは、債務者ごとの電子債権の金額

（注）金銭債務の債務者が二人以上ある場合、各債務者は、頭数で割った額の可分債務を負うのが民法427条の原則であるが、電子債権に係る債務の場合、①の電子債権の金額しか登録されていないと、その全体の債務を全債務者が負担するようになってしまうことから、可分債務である場合には、債務者ごとの電子債権の金額を申請事項・登録事項とすることとしている。

なお、業務規程において、一部譲渡を禁止又は制限する旨の定めがある場合には、当該禁止又は制限に抵触する範囲内において、1個の電子債権番号により特定される複数の債権を別個に移転登録することはできないことになる（第3の3(1)b本文参照）。また、この場合、債務者の一人に対する電子債権について差押えをすることはできるが、当該禁止又は制限に抵触する場合には、転付命令を発することはできないものと考えられる。

また、債務者の共同相続については、検討課題第4の7(4)イについて

の部会の議論の大勢を踏まえ、可分債務説を採ることを前提として、この試案を作成しているが、可分債務になることは民法の原則どおりであるから、試案に特段の定めを設けていない。この場合における共同相続人名義への登録手続については、第6の2(1) c 口参照。

- ④ 債権者の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 支払期日
- ⑥ 申請人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ⑦ 代理人によって申請をする場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- ⑧ 管理機関が業務規程で定める事項

(注1) 電子債権の必要的発生登録事項の一部の補充を債権者に委ねる、白地手形類似のものは認めないものとする(検討課題第3の12(1))。

★(注2) 債権者が二人以上ある場合の法律関係(検討課題第4の7(2))

[A案] 電子債権は、共同相続の場合には、当然に共同相続人間で相続分に従って分割されるが、一部譲渡が禁止又は制限されている電子債権の場合には、当該禁止又は制限に反する形での一部譲渡の登録をすることはできないものとする。

[B案] 電子債権は、共同相続の場合には、不可分債権になるものとする。

A案は、金銭債権は当然に相続人の相続分に応じて分割されるとする判例の考え方を電子債権について当てはめ、電子債権も当然に相続分に応じて分割されることになるが、電子債権の一部譲渡が禁止され、又は一部譲渡の回数制限がされている場合には、これに反する形で相続による分割承継の結果を登録原簿に反映することはできないと考えるものである。A案に立てば、債権者を複数登録するときに、債権者ごとの電子債権の金額を記録しなければならないものとすることになると考えられる。

B案は、一部譲渡が禁止され、又は一部譲渡の回数が制限されているかどうかにかかわらず、電子債権は、不可分債権であるとする規定を設けるという考え方である。B案に立てば、不可分債権は、各債権者が債権の全額の請求をすることができることから、債権者を複数登録するときに、債権者ごと

の電子債権の金額を記録することはできないことになる。

なお、検討課題第4の7(2)のC案については、業務規程で一部譲渡が禁止又は制限されているか否かによって、可分債権となるか、不可分債権となるかが決定されるものとするを理論的に説明することは困難であるので、この試案では採用していない。

b. 法定の任意的申請事項

発生登録をしようとする者は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、発生登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の登録を申請することができるものとする。

① 支払方法に関する事項

(注) 例えば、支払先口座として登録された口座に振込をして支払をする旨等が考えられる。

② 支払期日に関する事項

(注) 例えば、期限の利益喪失約款等が考えられる。

③ 分割払とする旨及び各支払期日における元本の支払額

④ 利息及び遅延損害金に関する事項

(注) 例えば、確定利率や変動利率等が考えられる。

⑤ 電子債権が債権者を受託者とする信託財産となる場合には、信託財産である旨

⑥ 譲渡又は質権の設定の制限に関する事項（第3の2参照）

★⑦ 善意取得及び人的抗弁の切断に関する事項（検討課題第4の9(1)）

[A案] 発生登録における当事者は、任意的登録事項として登録することにより、善意取得及び抗弁の切断の規定のいずれをも適用を除外することができるものとする。

[B案] 発生登録における当事者は、任意的登録事項として登録することにより、抗弁の切断の規定の適用を除外することはできるが、善意取得の規定の適用を除外することはできず、善意取得の規定の適用を除外する旨の登録は無益的登録事項となるものとする。

[C案] 何人も善意取得及び抗弁の切断の規定の適用を除外することはできず、その旨の登録は無益的登録事項となるものとする。

(注) B案又はC案を採る場合、管理機関は無益的登録事項となる事項を登録してはならないとすることも考えられる。

c. 法定外の任意的申請事項

発生登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、発生登録の申請において、a及びbに掲げる事項以外の事項の登録を申請することができるものとする。

(2) 管理機関による登録

管理機関は、発生登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に、次に掲げる事項を登録しなければならないものとする。

① 当事者が申請したaの①から⑤までの事項並びにb及びcに掲げる事項

☆② 管理機関が業務規程において譲渡の制限に関する事項その他の電子債権に係る私法上の権利義務の制限に関する事項を定めている場合には、その内容

(注) 「電子債権に係る私法上の権利義務の制限に関する事項」とは、第1の4(3)の(注)⑫の事項等が考えられる。

③ 電子債権の番号

④ 登録日

(注1) 登録原簿に登録することにより当該電子債権を無効とする有害的登録事項は、これを設けないものとする。

(注2) 業務規程により申請事項を制限した場合には(第1の4(3)参照)、その対象となる事項については、申請をすることができないから、登録がされることもないという整理である。

第3 電子債権の移転

1 譲渡による移転の要件(検討課題第2の1(2)及び第4の1(1))

電子債権を譲渡する場合には、当事者の意思表示に加えて、移転登録をしなければ、移転の効力は生じないものとする。

(注) 電子債権の債権者に相続その他の一般承継が生じた場合又は法定代位が生じた

場合には、電子債権は、移転登録を要件とせずに、移転するものとする（検討課題第4の7(1)及び8(1)）。

★2 電子債権の自由譲渡性（検討課題第4の4及び9(2)イb）

[A案] 電子債権については、譲渡禁止特約を認めないものとする。

[B案] 譲渡禁止特約についての特則は設けず、電子債権についても譲渡禁止特約を認めるものとする。

(注1) A案を採る場合であっても、電子債権の発生登録の当事者が、管理機関が業務規程で定める範囲内において、当該電子債権の譲渡の相手方、譲渡（移転登録）の回数又は譲渡期間を制限する登録をすることはできるものとする。

(注2) 業務規程により譲渡の回数・譲渡期間を制限した場合には（第1の4(3)参照）、職権でその内容が登録される（第2の2(2)②参照）。

3 移転登録手続

(1) 当事者の申請（検討課題第4の2(3)及び3(1)）

a. 必要的申請事項

移転登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供しなくてはならないものとする。

① 移転する電子債権の番号

② 譲受人の氏名又は名称及び住所

③ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(注) 譲渡人の氏名又は名称及び住所は、電子債権の番号及び申請者の氏名等を申請事項としているので、この試案では必要的申請事項とはしないものとしている（検討課題第4の2(3)アb参照）。

④ 代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

⑤ 管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定の任意的申請事項

移転登録をしようとする者は、業務規程に別段の定めがある場合（業

務規程による譲渡の制限については、その旨の登録がされている場合に限る。)を除き、移転登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の記録を申請することができるものとする。ただし、発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は、この限りでないものとする。

① 電子債権の一部を譲渡する場合においては、次に掲げる事項（検討課題第4の3(3)）

イ 電子債権の一部を譲渡する旨

ロ 一部譲渡する電子債権の金額

ハ 一部譲渡の元となった電子債権の登録原簿に一部譲渡の回数の制限の登録がされているときは、一部譲渡する電子債権について、更に一部譲渡をすることができる回数

② 電子債権が譲受人を受託者とする信託財産となる場合には、信託財産である旨

(注1) 発生登録における「別段の定め」には、①一部譲渡の禁止、②一部譲渡の回数の制限、③一部譲渡がされた後の各電子債権の債権額の制限等があると考えられる。

(注2) 「一部譲渡」という用語については、検討課題第4の3では「分割譲渡」と表現していたが、金銭債権の一部を譲渡することは、通常、一部譲渡と呼ばれているところ、電子債権についてこれと異なる概念を特別に用いる必要はないため、この試案では、「一部譲渡」という表現を用いることとしている。

c. 法定外の任意的申請事項

移転登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、移転登録の申請に当たり、a及びbに掲げる事項以外の事項の記録を申請することができるものとする。

(2) 管理機関による登録（検討課題第4の2及び3(2)）

a. 原則

管理機関は、移転登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に

次に掲げる事項を登録しなければならないものとする。

- ① 当事者の申請した(1) a ②, b ②及びcに掲げる事項
- ② 一部譲渡に関する事項（(1) b の①に掲げる事項）がある場合には、次に掲げる事項
 - イ 一部譲渡する旨
 - ロ 一部譲渡後の電子債権の残額
 - ハ 一部譲渡の回数の制限の登録がされているときは、当該電子債権について、更に一部譲渡をすることができる回数
 - ニ 一部譲渡により移転登録がされた電子債権の番号
- ③ 登録日
- ④ 管理機関が業務規程で定める事項

b. 一部譲渡する電子債権についての登録

管理機関は、移転登録の申請において、一部譲渡に関する事項（(1) b の①に掲げる事項）がある場合には、遅滞なく、登録原簿に次に掲げる事項を登録しなければならないものとする。

- ① 当事者が申請した(1) b の①ロ及びハに掲げる事項
- ② 電子債権の番号
- ③ 一部譲渡の元となった電子債権の登録原簿に登録されていた事項（債権額及び(1) b の①ハに掲げる事項を除く。）
- ④ 登録日

4 移転登録の効力（検討課題第4の5）

(1) 権利移転の効力

電子債権の譲渡による移転登録がされることによって、電子債権及びこれに付随する権利（基本権としての利息債権，登録保証債務履行請求権が含まれる。）が移転されるものとする。

(2) 権利推定効

電子債権の譲渡による移転登録を受けた者であって当該電子債権の現在の債権者として登録がされているものは、当該電子債権を適法に有するも

のと推定するものとする。

(注) 発生登録、保証登録等にも、権利推定効は認められる。

(3) 善意取得

電子債権の譲渡による移転登録の申請により当該電子債権について移転登録を受けた者は、悪意又は重大な過失がある場合を除き、当該電子債権を取得するものとする。

(4) 人的抗弁の切断

a. 原則

電子債権の債務者は、原則として、譲渡人に対する人的関係に基づく抗弁をもって譲受人に対抗することができないものとする。

★b. 例外

[A案] 譲受人が債務者を害することを知って電子債権を取得したときは、債務者は、当該抗弁をもって譲受人に対抗することができるものとする。

(注) 「債務者を害することを知って」とは、「電子債権の支払期日において債務者がある特定の抗弁を主張することが確実であることを認識して」という意味である。

[B案] 譲受人の主観にかかわらず、登録原簿に登録がされている抗弁に限り譲受人に対抗することができるものとする。

(5) 消費者保護（検討課題第3の5(2)）

債務者が消費者である場合は、善意取得及び人的抗弁の切断の規定の適用はないものとする。

★(6) 支払期日後の移転登録（検討課題第4の9(2)ア）

[A案] 支払期日後の移転登録であっても、支払期日前の移転登録と同様の効力を有するものとする。

[B案] 支払期日後の移転登録には、善意取得及び人的抗弁の切断の規定の

適用はないものとする。

(注) 支払期日後に電子債権の譲渡を受けた者等が、錯誤等による意思表示の無効や詐欺等による意思表示の取消しの場合の第三者保護規定の適用によって保護されることの可否についても、併せて検討する必要がある。

第4 電子債権に係る債務の履行

1 支払の方法（検討課題第5の1）

電子債権の支払期日における支払の方法については、法令上は規定を設けないものとする。

(注1) 発生登録における当事者が任意的登録事項として支払方法を登録した場合にはその方法によって支払い、その登録がされていない場合には民法484条や商法516条により債権者の住所や営業所に持参して支払うことになる（検討課題第5の1(1)ア）。

(注2) 手形法39条2項のような規定は設けず、一部支払については民法に従って取り扱うものとする（検討課題第5の1(1)イ）。

(注3) 支払期日前の支払や、支払期日後の支払については、支払期日における支払と異なる取扱いはしない（手形法40条1項及び2項のような規定は設けない）ものとする（検討課題第5の1(2)）。

2 同時履行の抗弁権（検討課題第5の2(2)b(i)）

債務者は、電子債権の債権者、質権者又は差押等の処分の制限をした債権者（以下「債権者等」という。）に対し、支払をするのと引換えに、支払等登録の申請をすべきことを請求することができるものとする。

★3 支払等登録申請請求権（検討課題第4の8(2)ア及び第5の2(2)）

電子債権の消滅原因が生じた場合には、債務者は、当該電子債権の債権者等として登録されている者に対し、当該電子債権の支払等登録の申請をすべきことを請求することができるものとする。

(注) この取扱いについて、電子債権法（仮称）に規定を設ける必要があるか、それとも、民法の一般法理（不当利得法理等）によって支払等登録の申請の請求をす

ることができるものと整理することができるかについて検討する必要がある。

★4 支払免責（検討課題第5の1(1)ウ）

[A案] 債権者等として登録されている者に対してした支払は、当該支払をした者に悪意又は重大な過失がない限り、その効力を有するものとする。

[B案] 債権者等として登録されている者に対してした支払は、当該支払をした者の主観を問わず、支払としての効力を有するものとする。

5 支払等登録の効力（検討課題第5の2(1)）

(1) 支払を受けた債権者との関係

債務者が債権者に支払をした場合で、支払等登録をしていないときは、債権者が更に当該債務者に対して請求をすることはできないものとする。

(2) 支払を受けた債権者以外の者との関係

債務者が債権者に支払をした場合で、支払等登録をしていないときは、弁済の抗弁は、人的抗弁として取り扱われるものとする。

(注) 弁済の抗弁を人的抗弁として取り扱うことになることから、支払期日後の移転登録について、人的抗弁の切断の効力を認めるか否か（第3の4(6)参照）によって、支払等登録をしていなかった弁済者が取得者に弁済の抗弁を主張することができるかが決せられることとなる。

6 支払等登録（検討課題第4の8(2)及び第5の2(2)）

(1) 当事者の申請

a. 申請権者等

イ. 債権者等として登録された者又はその一般承継人は、単独で支払等登録の申請をすることができるものとする。

(注1) 質権者は、被担保債権の支払を受けたときは、当該被担保債権について支払を受けた旨の支払等登録の申請を行うことになる。

また、質権者が直接取立権により電子債権を行使して支払を受けたときは、当該電子債権及び被担保債権について支払等登録の申請を行うことになる。

(注2) 一般承継人が一般承継により取得した電子債権の支払等登録をしようとするときは、当該一般承継人名義への変更登録を経なくても支払等登録の申請をすることができることにしている(検討課題第4の7(3)アb)。

☆ロ. 債権者等の全員の承諾がある場合における債務者も、イと同様とする。

(注1) 債権者等に承諾をすべきことを命ずる確定判決又はこれと同一の効力を有するものがある場合には、ロにより、債務者が単独で支払等登録の申請をすることができることになる。

(注2) 債務者が供託をした場合には、債務者は単独で支払等登録の申請をすることができるものとする方向で、なお検討する。

b. 必要的申請事項

支払等登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

① 電子債権の番号

② 支払等に係る債権の特定に関する事項

(注) 発生登録に係る債務か、登録保証債務か等支払を受けた債権を特定するために必要な事項のことである。

③ 支払等に係る債権の金額

④ 支払等の内容

⑤ 支払等があった日

⑥ 支払等をした者の氏名又は名称及び住所並びにその者が支払等をすることについての正当な利益の有無(検討課題第7の4(3)ア及びイa参照)

⑦ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑧ 代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは代表者の氏名

c. 法定外の任意的申請事項

支払等登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、支払等登録の申請において、bに掲げる事項以外の事項の登録を申請すること

ができるものとする。

(2) 管理機関による登録

a. 当事者の申請による支払等登録

管理機関は、支払等登録の申請があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を登録しなければならないものとする。

① 当事者が申請した(1) b ②から⑥まで及びcに掲げる事項

② 登録日

③ 管理機関が業務規程で定める事項

★b. 職権による支払等登録（検討課題第5の2(2)c）

管理機関が送金手続をする場合には、管理機関は、入金手続を終えた後（債権者の支払口座に入金がされたことを確認した後）、直ちに、職権で支払等登録をしなければならないものとする。

（注）管理機関が、送金手続と職権による支払等登録の同期性を確保するために、業務規程で支払期日後の一定期間のみについて移転登録を禁止することもできると考えられる（検討課題第4の9(2)イa）。

7 弁済以外の消滅原因

☆(1) 相殺

電子債権の発生登録における債務者が相殺の意思表示をした場合であっても、支払等登録をしない限り、相殺の抗弁は人的抗弁として取り扱われるものとする。

(2) 混同（検討課題第4の9(3)）

a. 電子債権に係る債務者は、当該電子債権を取得した場合であっても、支払等登録をしない限り、混同（民法520条本文）による債務の消滅を主張することはできないものとする。

b. 電子債権に係る債務者は、当該電子債権を取得した場合であっても、保証債務履行請求権（自己が債務を負担する前に取得したことがあるものを除く。）を行使することはできないものとする。

(3) 消滅時効（検討課題第8の1及び3）

（前注）消滅時効については，以下に掲げる事項のほかは，民法の消滅時効に関する規定が適用される。

電子債権に係る債権は，支払期日から3年間，行使がされないときは，時効によって消滅するものとする。

（注）電子債権が時効により消滅した場合に，電子債権の債権者が，発生登録における債務者や登録保証人に対し，これらの者が受けた利益の限度において償還請求をする権利（手形における利得償還請求権のようなもの）は，認めないものとする。

第5 登録保証等（検討課題第7）

（前注）「登録保証」とは，電子債権に係る債務を保証するものであって，登録原簿に登録しなければ効力を生じない保証をいい，電子債権について登録原簿への登録によらずに締結される保証契約（これは民法上の保証であり，以下「民事保証」という。）とは別のものである。

1 登録保証の要件等（検討課題第7の1(1)）

登録保証は，保証登録をしなければ，その効力を生じないものとする。

（注）管理機関は，業務規程により保証登録の申請を禁止又は制限することができる（第1の4(3)参照）。

2 登録保証の内容（検討課題第7の2(1)）

（前注）次に掲げる事項のほかは，保証に関する民法の規定に従うという前提である。

(1) 保証の範囲の限定

保証登録の当事者は，管理機関が業務規程で定める範囲内で，登録原簿に登録することにより，登録保証債務の内容（保証債務額等）を限定することができる。

(2) 登録保証には，民法452条（催告の抗弁），453条（検索の抗弁）

及び456条（分別の利益）の規定は適用しないものとする。

3 登録保証の独立性（検討課題第7の2(2)）

(1) 独立性

登録保証債務は、その主たる債務者が申請に係る意思表示の無効、取消し等の原因によりその債務を負担しない場合であっても、その効力を妨げられないものとする。

★(2) 主たる債務者の相殺権の行使

民法457条2項（主たる債務者の債権による相殺の主張）は適用しないものとする。

（注）民事保証とは別に登録保証の制度を設けることに鑑み、登録保証制度の独立性を重視して、この試案では、登録保証人が主たる債務者の債権による相殺を主張することはできないこととしている。保証人は、相殺権の行使を欲する場合には、登録保証ではなく民事保証を利用すべきことになる。

(3) 時効中断（検討課題第8の2）

主たる債務者に対する時効中断の効果（民法457条1項参照）は、登録保証人には及ばないものとする。

4 保証登録手続（検討課題第7の3）

(1) 当事者の申請

a. 必要的申請事項

保証登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

- ① 電子債権の番号
- ② 登録保証である旨
- ③ 保証人の氏名又は名称及び住所

☆④ 主たる債務者の氏名又は名称及び住所

（注）質権設定登録において、債務者の氏名又は名称及び住所を必要的申請事

項としていることと平仄を合わせるため、登録保証の主たる債務者の氏名等を必要的申請事項とすることとしている。

- ⑤ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ⑥ 代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- ⑦ 管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定の任意的申請事項

保証登録の申請の当事者は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、保証登録の申請において、aに掲げる事項のほか、次に掲げる事項の記録を申請することができるものとする。ただし、発生登録をした者の申請により発生登録に別段の定めが記録されている場合は、この限りでないものとする。

- ① 保証債務の内容の限定に関する事項

☆② 保証登録における債権者に対する抗弁をその後の譲受人に対抗することができる旨

c. 法定外の任意的申請事項

保証登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、保証登録の申請に当たり、a及びbに掲げる事項以外の事項の記録を申請することができるものとする。

(2) 管理機関による登録

管理機関は、保証登録の申請があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を登録しなければならないものとする。

- ① 当事者が申請した(1) a ②から④まで、b及びcに掲げる事項
- ② 登録日
- ③ 管理機関が業務規程で定める事項

5 登録保証人が支払をした場合の効果（検討課題第7の4）

☆(1) 登録保証人が登録保証債務を履行した場合において、支払等登録がされたときは、民法459条、462条、464条及び465条の規定にかかわらず、その登録保証人は、次に掲げる者に対して、履行した額及び履行した日以後の遅延損害金及び支出した費用で避けることができなかつたものを請求することができる権利（以下「特別求償権」という。）を有するものとする。

① 主たる債務者

② 自己の主たる債務と同一の債務を主たる債務とする登録保証人（以下「共同保証人」という。）

③ 主たる債務者として登録された者が、債務を負担してそれを支払ったとすれば、特別求償権を行使することができる者

(2) 他の共同保証人（登録保証債務を履行した者が当該債務を負担する前に取得した登録保証債務履行請求権に係る保証人を除く。）に対する特別求償権は、各自の負担部分についてのみ行使することができるものとする。

（注）(3)及び(4)の場合を除き、民法の原則に従い、特段の合意がない限り、共同登録保証人間の各自の負担部分は等しいものとなる。

(3) 登録保証人は、自己の登録保証債務についての債権者となったことがある他の共同保証人に対しては、特別求償権を行使することができないものとする。

（注1）例えば、Aを債務者、Bを債権者として発生登録がされ、XがAの債務を登録保証した後に、BがCに移転登録をするとともに、Aの債務を登録保証した場合、Bは、一旦、Xに対して登録保証債務履行請求権を取得したのだから、Cに対し、自己の登録保証債務を履行した場合にも、Xに対しては全額特別求償権を行使することができるのと考えるのが合理的である。

また、その事例において、さらにCが、Dに対し移転登録をするとともに、Aの債務を登録保証した場合、Cは、前者であるBに対する登録保証債務履行請求権を一旦取得したのであるから、Dに対し自己の登録保証債務を履行した場合にも、Bに対しては全額特別求償権を行使することができるものと考えら

れる。

☆(4) 登録保証には、民法463条の規定は適用しないものとする。

(注1) 民事保証は、附従性を有することから、主たる債務が無効である場合には、保証債務を負わないことになり、主債務者に対する求償権はもちろん、共同保証人間の求償権が生ずる余地もない。

しかし、独立性を有する登録保証については、主たる債務が無効である場合であっても、登録保証人は債務を負担するため、共同登録保証人間の請求等について独自の規律を置く必要がある。

また、特別求償権においては、Aを主たる債務者とする登録保証人Bの債務をCが登録保証した場合において、Cは、Bに対してだけでなく、Aに対しても、特別求償権を行使することもでき、しかも、Bの登録保証債務が無効である場合でも、Cは、Aに対しては、特別求償権を行使することができるようにする必要がある。

このように登録保証の独立性を認めるために、民法上の求償権の特則として、特別求償権を認めるものである。

(注2) 特別求償権は、電子債権としての性質を有するものとする。例えば、特別求償権の行使には、支払等登録を受けていることが必要であり、また、弁済者が特別求償権を譲渡する場合には、移転登録を要する。

(注3) 登録保証人が、一部支払をした場合であっても、支払等登録をすることにより、特別求償権を行使することを認めるものとする。

(注4) 登録保証人は、「弁済をするについて正当な利益を有する者」に該当するから、登録保証人が弁済した場合には、法定代位により、弁済を受けた者が有する電子債権や当該電子債権を被担保債権とする担保権を取得する(民法500条)。

特別求償権は、求償権の特則であるから、登録保証人は、自己の権利に基づいて求償することができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができることとなる(民法501条)。

したがって、登録保証人が弁済をしたにもかかわらず、支払等登録をしてい

ない場合には、特別求償権を行使することができないから、代位した電子債権を行使することもできないことになる。

6 同時履行の抗弁権（検討課題第7の4(3)ア及び4(3)イc）

登録保証人は、債権者等に対し、支払をするのと引換えに、支払等登録の申請をすべきことを請求することができるものとする。

☆（後注1）譲渡人の担保責任は、発生登録における債務者の支払を担保するものであることから、登録保証に独立性を認める場合には、担保責任は、譲渡人が発生登録における債務者を登録保証することによってまかなうことができるため、担保責任に関する規律は設けないものとする（検討課題第4の6及び第7の（後注））。

（後注2）検討課題第4の8では、法定代位による電子債権の移転について移転登録をすることとしていた。しかし、法定代位による移転については、移転登録に関する権利移転的効力、善意取得、人的抗弁の切断の規律が適用されないから、移転登録を要求する必然性はないので、この試案では、登録保証と同様、支払等登録をすることとしている。

第6 登録事項の変更（検討課題第3の9及び10）

（前注）登録事項の変更には、登録の申請に過誤があった場合、当事者が電子債権の内容を変更する旨の合意をした場合、商号変更等により当事者の属性が変更された場合等いかなる原因であるかにかかわらず、登録原簿に登録された事項を変更する場合をすべて含む。

また、登録事項の変更については、登録事項が別の内容となる場合のみならず、登録の申請に錯誤があり、登録事項の全部又は一部が削除される場合も含まれる（検討課題第5の2(4)）。

1 登録事項の変更の要件

(1) 登録事項の変更は、管理機関の業務規程に別段の定めがある場合を除き、当事者の申請により、これをすることができるものとする（検討課題第3の9(1)）。

- (2) 登録事項の変更は、当事者の意思表示のほか、変更登録をしなければならないものとする（検討課題第3の9(2)）。

2 変更登録手続

(1) 申請権者

☆a. 原則（検討課題第3の9(3)及び第5の2(4)ア）

- イ. 特定の登録の当事者及び当該登録について登録原簿上の利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、当該登録の変更登録の申請をすることができるものとする。

（注）利害関係者としては、次に掲げる者として登録されている者が該当すると考えられる。

ただし、質権者及び差押債権者は、特定の登録の申請に錯誤等があるため、登録事項の全部又は一部を削除するための変更登録の申請をする場合については、通常の変更登録とは異なり、申請権者にはならないものと解される。

① 発生登録 債権者等及び登録保証人

② 保証登録 債権者等及び当該保証登録に係る登録保証人に対して特別求償権を行使することができる地位にある者

③ 移転登録 債権者等

④ 質権設定登録 債権者等

⑤ 支払等登録 当該支払等登録によって消滅したものとされた債務についての登録（発生登録・保証登録）の当事者

⑥ 変更登録 当該変更登録後の債権者等及び登録保証人

- ロ. 申請権者が二人以上あるときは、イの申請は、全員でなければならないものとする。

（注）変更登録の申請が同時に行われない場合、事務処理が煩雑になるおそれがあるところ、当該申請を同時にしなければならないことにする旨の定めを法令で規定することとするか、各管理機関が業務規程に委ねることとするかについて、検討する必要がある。

b. 改名等の場合の取扱い（検討課題第3の9(4)）

aの口にかかわらず、登録原簿に記録された者の改名、住所変更等による氏名若しくは名称又は住所についての変更登録は、その者が単独で変更登録の申請をすることができるものとする。

★c. 一般承継が生じた場合の取扱い（検討課題第4の7(2)から(4)まで）

☆イ. 電子債権に係る債権の債権者等又は債務者として登録された者に一般承継があった場合には、aの口にかかわらず、一般承継人は、単独で自己を債権者等又は債務者とする旨の変更登録の申請をすることができるものとする。

（注）検討課題第4の7(3)では、債権者の一般承継の場合に移転登録をすることとしていた。しかし、一般承継においては、移転登録に関する権利移転的効力、善意取得、人的抗弁の切断の規律が働かないことから、譲渡と性質の異なる相続について移転登録を行うのは妥当ではないというご指摘に従い、この試案では、一般承継については、変更登録を行うこととしている。

★ロ. 共同相続

[A案] 相続人が2人以上あるときは、各相続人は、単独で変更登録の申請をすることができるものとする。

[B案] 相続人が2人以上あるときは、変更登録の申請は、相続人が全員でなければならないものとする。

[C案] 債務者の相続人が2人以上あるときは、各相続人は単独で変更登録の申請をすることができるが、債権者の相続人が2人以上あるときは、相続人が全員で変更登録の申請をしなければならないものとする。

（注）電子債権又はこれに係る債務について一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人は、変更登録をしなくても、当該債権又は債務を承継することとの関係で、この場合における変更登録の申請権者について、承継された債権又は債務の性質と関連させて検討する必要がある。

例えば、電子債権を共同相続した場合、分割債権になると考える場合であって、一部譲渡の禁止又は制限がされていないときは、共同相続人の一人が、

自己の相続分の範囲で、分割して変更登録をすることを申請することを認めてもよいとの考え方や、当然の分割債権であるとしても、金銭債権が遺産分割の対象とされる場合等があることを考えると、共同相続人全員の申請を必要とするとの考え方等があり得る。

他方で、不可分債権と考える場合には、共同相続人の一人が、共同相続人全員の名義への変更登録をすることを申請することを認めてよいとも考えられる。

☆ハ. 一般承継人の変更登録と移転登録の申請の関係

一般承継人は、被承継人の氏名等を一般承継人の氏名等に変更する旨の変更登録をすることなく、移転登録の申請をすることができるものとする。

(注) 検討課題第4の7(3)アでは、相続人が、被相続人等の名義のまま、移転登録に担保責任登録の記録をすることは、担保責任を負う者の氏名が登録されず、不明確になることから、これを禁ずるものとしていた。しかし、この試案では、担保責任制度を採用せず、保証登録によりその機能を実現することとしているところ、保証登録には、登録保証人として相続人の氏名が記録されることから、相続人が、変更登録をすることなく、第三者への移転登録の申請をすることを認めることとしている。

(2) 当事者の申請（検討課題第4の7(3)エ及び第5の2(4)ウ）

変更登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提供してしなければならないものとする。

- ① 電子債権の番号
- ② 変更の対象となる登録事項の特定に必要な事項
- ③ ②の記録を変更する旨
- ④ 変更後の内容（登録事項を削除するときは、削除する旨）
- ⑤ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ⑥ 代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは代表者の氏名

(3) 管理機関による登録（検討課題第4の7(3)ウ及び第5の2(4)イ）

管理機関は、変更登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に、次に掲げる事項を登録しなければならないものとする。

- ① 当事者が申請した(2)の②から④までに掲げる事項
- ② 登録日
- ③ 管理機関が業務規程で定める事項

3 登録事項の変更の瑕疵

(前注) 変更登録の申請をすべき者の一部の申請がないにもかかわらず変更登録がされた場合、変更登録の申請をした者の一部の申請に係る意思表示が無効又は取り消された場合、当該申請が無権代理人等によって行われて表見代理等が成立しない場合、変更権限のない者が変更登録をした場合、変更登録をすることなく登録事項が変更された場合（いわゆる変造）等、登録事項の変更の要件を充たさずに変更が行われることを「変更の瑕疵」という。検討課題においては、発生登録事項の変更（第3の9）の要件を充たさない場合と変造（第3の10）を分けて記載していたが、部会における議論の結果、次の(1)及び(2)については、両者の取扱いに異なる点はないとされたことから、この試案では、両者をまとめて記載することとしている。

(1) 変更前に債務を負担した者の責任（検討課題第3の9(5)及び10(1)）

変更の瑕疵がある場合であっても、有効な申請をした者の間では、変更の効力が生じ、それ以外の者については、変更前の登録内容に従って責任を負うものとする。

(注) 部会における議論において検討課題第3の9(5)のB案を支持する意見が多数であったことから、この試案では、B案を採用している。

(2) 変更後に債務を負担した者の責任（検討課題第3の9(6)及び10(1)）

変更の瑕疵があっても、その変更がされた後に当該電子債権について債務を負担した者は、その登録内容に従って責任を負うものとする。

第7 裁判手続等に関する事項（検討課題第12）

1 登録原簿に登録されている事項等の訴訟への提出

管理機関が訴訟の当事者である場合には、裁判所は、申立てにより又は職権で、当該管理機関に対し、登録原簿の登録事項の全部若しくは一部を証明する書面又は登録申請に関する書面（電磁的記録にあっては、記録された情報の内容を証明した書面）の全部若しくは一部の提出を命ずることができるものとする（商法19条4項、会社法443条等参照）。

（注）本文に掲げた規定によって文書提出義務が認められるとしても、文書の提出が命ぜられるのは、それが必要な場合で、かつ、必要な範囲に限られることになる。

2 電子債権に関する差押え等

電子債権に関する強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、競売並びに没収保全（以下「差押え等」という。）に関し必要な事項は最高裁判所規則で定め、差押え等その他の処分の制限がされた場合の登録に関し必要な事項は法律又は政省令において所要の規定を整備するものとする。

（後注）手形訴訟類似の簡易な訴訟制度は、設けないものとする。

第8 その他

1 質権（検討課題第4の9(5)）

(1) 質権の設定方法

電子債権の質入れは、当該電子債権の登録原簿に質権を設定する旨の登録（以下「質権設定登録」という。）をしなければ、その効力を生じないものとする。

(2) 質権設定登録手続

a. 当事者の申請

質権設定登録の申請は、次に掲げる事項に関する情報を管理機関に提

供してしなければならないものとする。

- ① 質権を設定する電子債権の番号
- ② 質権を設定する旨
- ③ 質権者の氏名又は名称及び住所
- ④ 被担保債権の債務者の氏名又は名称及び住所

☆（注）移転登録において譲渡人を申請事項としないこととしていることとの平仄から、質権設定者を申請事項としないこととしている。

- ⑤ 被担保債権額又は担保すべき債権の範囲及び極度額

☆（注）根質に対応するため「担保すべき債権の範囲及び極度額」を申請事項とすることとしている。

- ⑥ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ⑦ 代理人によって申請する場合にあっては、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- ⑧ 管理機関が業務規程で定める事項

b. 法定外の任意的申請事項

質権設定登録をしようとする者は、業務規程で定める範囲内で、質権設定登録の申請において、aに掲げる事項以外の事項の登録を申請することができるものとする。

c. 管理機関による登録

管理機関は、質権設定登録の申請があったときは、遅滞なく、登録原簿に、次に掲げる事項を登録しなければならないものとする。

- ① 当事者が申請した(1) aの②から⑤まで及びbに掲げる事項
- ② 登録日
- ③ 管理機関が業務規程で定める事項

（注）管理機関は、業務規程により質権設定登録の申請を禁止をすることができる（第1の4(3)参照）。

(3) 質権設定登録の効力

質権設定登録にも権利推定効，善意取得及び抗弁の切断を認めるものと

する。

(注1) 電子債権を目的とする質権には、この試案に別段の定めがない限り、民法の債権質の規定が適用される。

例えば、質権者は、民法366条2項により、被担保債権額に対応する部分に限り、質入れされた電子債権を行使することができる。

また、被担保債権の弁済期前に電子債権の弁済期が到来したときは、質権者は、電子債権の債務者にその弁済すべき金額を供託させることができ、質権はその供託金について存在するものとする(民法366条3項)。

☆(注2) 質権設定登録がされたとしても、質権設定者は、移転登録の申請や、後順位質権について質権設定登録の申請をすることができるものとして整理している。ただし、業務規程や発生登録において、質権設定者による移転登録等の申請を禁止又は制限することは可能である。

(4) 転質

転質について、所要の規定を整備するものとする。

2 信託(検討課題第4の9(6))

(1) 電子債権については、信託財産に属する旨を登録原簿に登録しなければ、当該電子債権が信託財産に属することを第三者に対抗することができないものとする。

☆(2) 登録手続

信託の登録は、発生登録、移転登録又は質権設定登録であって受託者が債権者又は質権者として記録されているものにおいて、信託財産に属する旨を記録することにより行うものとする。

(注) 信託の登録は、①電子債権の発生時から当該電子債権が信託財産であるときは発生登録により、②電子債権の信託的譲渡により当該電子債権が信託財産となるときは移転登録により、③電子債権の質権の設定時から当該質権が信託財産であるときは質権設定登録により、④受託者の非信託財産である電子債権又はその質権が信託財産となったときは、発生登録、移転登録又は質権設定登録

の変更登録により，それぞれ行うことになる。

3 登録原簿の開示

(1) 開示を求めることができる者の範囲（検討課題第11の1(1)）

次に掲げる者は，管理機関に対し，当該管理機関が定める手数料を納付して，電子債権につき登録原簿に登録されている事項等の開示を請求することができるものとする。

- ① 自己の氏名又は名称が登録原簿に登録されている者
- ② これらの者の財産の管理及び処分をする権限を有する者

（注）「これらの者の財産の管理及び処分をする権限を有する者」とは，破産管財人等をいう。

- ③ 管理機関が業務規程で定める者

(2) 開示の対象及び方法（検討課題第11の1(2)）

a. 登録事項を記載した書面等の交付請求

(1)に掲げる者は，管理機関に対し，当該管理機関が定める手数料を納付して，登録原簿に登録された事項の全部又は一部の証明をした書面及び申請に関する書面（添付情報を含む。）の全部又は一部の写し（申請に関する情報が電磁的記録に記録されているときは，記録された情報の内容の全部又は一部を証明した書面）の交付を請求することができるものとする。

☆（注）申請に関する書面のすべてについて開示を請求することができるか，利害関係を有する部分に限るかについて，検討する必要がある。

b. 閲覧

イ. aに掲げる者は，管理機関に対し，当該管理機関が定める手数料を納付して，登録原簿に登録された事項及び申請に関する書面（電磁的記録を含み，添付情報を含む。）の閲覧を請求することができる。

ロ. 申請に関する情報が電磁的記録に記録されている場合における当該情報及び登録原簿の閲覧の方法は，登録原簿に登録された事項を紙面に出力して表示する方法又は映像面に表示する方法のいずれかであつ

て管理機関が業務規程で定めるものとする。

☆c. 開示拒否事由

a 及び b は、申請者が a 又は b によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するために申請を行ったときその他登録原簿に記録された者の利益を害するおそれのあるときは、適用しないものとする。

(注) 登録原簿の開示について、個人情報保護等の見地から一定の制限を加えなければならないというご指摘を踏まえて、新たに開示拒否事由についての項目を設けた。

(3) 登録原簿の登録内容の保存等 (検討課題第 1 1 の 2)

管理機関は、特定の電子債権について、すべての登録について支払等登録又は登録事項の削除のための変更登録がされた後一定期間、登録原簿の登録内容を保存しなければならないものとする。

(注) 「一定期間」としてどの程度の期間が相当かについては、管理機関に対する監督の観点からの検討もされるものと考えられる。

4 登録原簿の承継 (検討課題第 2 の 1 (2))

登録原簿は、管理機関の事業の承継等がされる場合以外は、他の管理機関に移転されないものとする。

5 その他 (検討課題第 1 3)

以上のほか、罰則その他所要の規定を整備するものとする。